

岐阜県公報

目次

告示

保安林の指定

(恵那農林事務所)

ページ
一

号外(一) 平成二十六年七月十九日

告示

岐阜県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

恵那市上矢作町字大平九五四の一九五、九五四の二二〇、九五四の二二一、九五四の二二三、字大倉一〇二九の五八、字達原二二八五の二、字高井戸一三〇六の一九

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十六年七月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社